

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を
改正する件案について（概要）

1 改正の趣旨

- 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）において定められている。
- 今般、水道水質検査法検討会における検討結果を踏まえて、昨今の分析技術を取り巻く環境の変化から見直しが必要とされた検査方法について所要の改正を行う。

2 改正の概要

（1）試薬の調製量に係る規定の改正

各別表において、試薬のうち調製量が定められているものは、各別表に定めるものと同濃度であれば、各別表に定める調製量以上に調製することができるものとする。

（2）検量線の作成における調製量に係る規定の改正

別表第3、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7、別表第8、別表第9、別表第10、別表第11、別表第12、別表第13、別表第14、別表第15、別表第17の2、別表第18、別表第18の2、別表第19の2、別表第19の3、別表第20、別表第24、別表第24の2、別表第25、別表第26、別表第27の2、別表第30、別表第36、別表第39及び別表第41について、検量線の作成に当たって、調製量を検査機関ごとに自由に設定できることとする。

（3）水銀の検査における塩化スズ（Ⅱ）溶液の作製方法に係る規定の改正

別表第7における塩化スズ（Ⅱ）溶液について、保存可能となるよう作製方法を見直し、一定の条件を満たした場合に褐色瓶に入れて保存可能とするものとする。

（4）水銀の検査における試験操作に係る規定の改正

別表第7における前処理において、希釈した硫酸及び硝酸の使用を認める。

（5）試料採取時における残留塩素除去剤の添加に係る規定の改正

別表第14、別表第15、別表第17、別表第17の2、別表第27、別表第27の2、別表第28、別表第28の2及び別表第29における試料に残留塩素が含まれる場合に添加する残留塩素除去剤について、試料量に対する添加割合を明確にする。

また、別表第28及び別表28の2における採取する試料に残留塩素が含まれている場合に添加する試薬について、アスコルビン酸ナトリウムを追加する。

（6）ヘッドスペースガスクロマトグラフィー質量分析法で用いるバイアルキャップの材質に係る規定の見直し

別表第15及び別表第26におけるバイアルキャップの材質について、金属製のものを使用するものとする。

(7) ねじ口瓶の材質に係る規定の改正

別表第17及び別表第17の2におけるねじ口瓶について、ガラス製及びポリエチレン製のものを使用するものとする。

(8) 採水容器の材質に係る規定の改正

別表第19、別表第19の2、別表第19の3及び別表第30において規定する採水容器について、ポリエチレン瓶を追加する。

(9) 採水容器の洗浄方法に係る規定の改正

別表第19、別表第19の2、別表第19の3、別表第29及び別表第29の2において規定する採水容器の洗浄方法について、アセトンによる洗浄作業を不要とする。

(10) その他所要の改正を行う。

3 根拠条項

水質基準に関する省令

4 適用期日等

- 告示日：令和6年3月22日（予定）
- 適用日：令和6年4月1日